

○農林水産省告示第五百四十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四十九条第一項第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第四十九条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害は、次に掲げるものとする。

一 創傷性心のう炎

二 放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ又は不慮の舌断裂で採食不能となるもの

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。